

川越市公共下水道設置基準

川越市上下水道局下水道課

令和8年8月

目 次

第1章 総 則

1. 目 的
2. 協議の範囲

第2章 計 画

1. 調 査
 - (1)既設下水道管調査
 - (2)公共下水道管計画調査
 - (3)既設他企業埋設管調査
 - (4)用地関係調査
 - (5)他企業協議
2. 協議及び占用申請
 - (1)事前協議図書
 - ①申請
 - ②提出部数
 - ③提出書類
 - (2)占用事務
 - ①国道及び県道協議
 - ②市道協議
 - ③河川管理者協議
 - ④占用位置協議
 - ⑤所轄警察署協議
 - ⑥その他関係機関協議
3. 接続申請図書
4. その他事項

第3章 設 計

1. 管きょ決定
2. 土被り
3. マンホール
4. 取付管
5. 宅内最終樹

第4章 検 査

1. 検査の種類
 - (1)中間検査
 - (2)完成検査
2. 検査準備
3. 検査内容
 - (1)中間検査
 - (2)完成検査
 - (3)工事記録
 - (4)完成検査完了後

第1章 総 則

1. 目 的

この基準は、川越市下水道条例、川越市下水道条例施行規程に基づき、公共下水道管管理者以外の者が都市計画法に規定する開発行為等（以下、開発行為という。）により公共下水道（以下、下水道という。）に関する工事を行う場合に適用する。また、その際に設置する下水道施設に関する協議、施設の配置、構造及び検査等について必要な事項を定め、川越市における下水道施設の技術統一を図ることを目的とする。

2. 協議の範囲

この基準を適用する下水道施設の範囲は、事業完了後、川越市に採納する下水道本管、人孔、取付管等とする。

第2章 計 画

1. 調 査

（1）既設下水道管調査

既設管の管種、管径、埋設深さ（土被り）及び既設人孔の形状寸法、人孔深、取付管等を下水道台帳及び現地で調査、確認すること。

（2）公共下水道管計画調査

事業予定箇所周辺における下水道管理者工事及び事業予定を調査すること。

（3）既設他企業埋設管調査

既設の地下埋設物及び占用物の位置、深さ、形状寸法等を把握するため、他企業の管理台帳及び現地で調査、確認すること。既設給水管、ガス管、NTTケーブル、東京電力ケーブル等、各企業の調査後の回答書を必ず添付すること。

また、必要に応じて設計前に試験掘等詳細に調査すること。

（4）用地関係調査

公図及び土地登記簿を基に公私道、私有地を確認すること。また、新設管を設置する箇所については、境界等を調査、確認すること。

（5）他企業協議

既設他企業埋設物調査の結果、他企業埋設物が支障あるいは影響する場合には、各企業と協議を行うこと。

2. 協議及び占用申請

（1）事前協議図書

①申請

新設管の延長を行う場合、事前協議書類を提出し、下水道課の確認を受けたうえで開発許可等の申請をすること。

②提出部数

協議に際しては、下表に示す図書を各1部提出すること。

③提出書類

番 号	名 称	標準縮尺	明示すべき事項	備考
1	申請書			
2	案内図	1/2,500程度	・開発区域は朱で囲む ・方位	
3	公図写		・開発区域は朱で囲む ・方位	
4	求積図		・区分求積図 ・現況道路内に布設する場合は、道路境界査定図添付	

5	排水計画 平面図	1/100～1/500程度	・開発区域は朱で囲む ・方位 ・排水施設の占用位置、管種、管径、延長、勾配、人孔番号 ・既設占用物件を記載（水道管、ガス管、NTTケーブル、東京電力ケーブル等）	・原則排水施設の流下方向が左から右になるように図面を配置する ・既設の施設は点線、新設の施設は実線で記載 ・占用物件の有無の各企業の回答書添付
6	排水計画 縦断面図	横1/500程度 縦1/100程度	・測点番号 ・単距離(m) ・追加距離(m) ・管底高(m) ・現況地盤高(m) ・計画地盤高(m) ・土被り(m) ・管種、管径(mm)、延長(m)、勾配(‰) ・計画管きよの埋設位置(現況地盤と計画地盤との関係) ・人孔種別、深さ等明示 ・設計路線が道路、河川及び他地下埋設物を横断する場合、この関係も明示（水道管、ガス管、NTTケーブル、東京電力ケーブルの位置、深さ等）	・レベル表示は川越市下水道台帳数値を使用 ・流下方向が左から右になるように図を配置 ・各人孔の旗上げ部には人孔番号、種別、深さ、管径、新設、既設等明記
7	構造図	1/30～1/50程度	・人孔構造図、人孔断面図 ・取付管標準図、副管構造図等	・取付標準図には、他占用物を図示し、離隔を明記すること
8	各種埋設 資料		・深さ、位置、管径、材質等 ・開発区域は朱で囲む	・占用物件の有無の各企業の回答書を添付

(2) 管理者協議及び占用申請

①管理者協議

占用申請前に各管理者（道路管理者・河川管理者等）と必要に応じて事前協議を行い、つつがなく占用申請ができるようにすること。

②国道及び県道占用申請

川越市上下水道事業管理者が道路管理者に占用申請すること。

ただし、占用申請に関する資料等は事業主が用意すること。

③市道占用申請

川越市道：事業主が下水道課経由で道路管理者に占用申請すること。

鶴ヶ島市道：事業主が下水道課経由で道路管理者に占用申請すること。

ただし、占用申請に関する資料等は事業主が用意すること。

④河川占用申請

埼玉県管理河川：事業主が下水道課経由で河川管理者に占用申請すること。

（荒川右岸用排水土地改良区の場合も同様とする）

ただし、協議資料等は事業主が用意すること。

川越市管理河川：事業主が河川管理者と協議し占用申請すること。

⑤ 占用位置協議

占用位置は、各管理者及び占用者と事前に十分協議を行うい適切な離隔を確保すること。
適切な離隔の確保が困難な場合は、防護方法についても協議すること。

⑥ 所轄警察署協議

施工規模、工期、施工時の周辺地域の安全対策及び迂回路の確保等について必要に応じて計画書を作成し、所轄警察署に提出し許可を得ること。

⑦ その他関係機関協議

消防署、学校、清掃事務所、公共交通機関（ＪＲ等）、公団等に対し、影響が予想される場合は、事前に施工時期及び工事概要を説明し協議を行うこと。（近接工事の申請等）

３． 接続申請図書

新設管を布設する者は、開発許可等の後に接続申請をすること。

① 提出部数

申請に際しては、次表に示す図書を各１部提出すること。（協定書のみ２部）

② 提出書類

番 号	名 称	標準縮尺	明示すべき事項	備考
1	申請書		・押印	様式1
2	開発許可 通知書の 写		・開発面積500㎡未満は不要	・道路位置指定事前協議完了通知書の写 ・物件設置許可証の写
3	案内図	1/2,500程度	・開発区域は朱で囲む ・方位	
4	公図写		・開発区域は朱で囲む ・方位	
5	求積図		・区分求積図 ・現況道路内に布設する場合は、道路境界査定図添付	
6	排水計画 平面図	1/100～1/500程度	・開発区域は赤色表示 ・方位 ・排水施設の占用位置、管種、管径、延長、勾配、人孔番号 ・既設占用物件を記載（水道管、ガス管、NTTケーブル、東京電力ケーブル等）	・原則排水施設の流下方向が左から右になるように図面を配置する ・既設の施設は点線、新設の施設は実線で記載 ・占用物件の有無の各企業の回答書添付

7	排水計画 縦断図	横1/500程度 縦1/100程度	・測点番号 ・単距離(m) ・追加距離(m) ・管底高(m) ・現況地盤高(m) ・計画地盤高(m) ・土被り(m) ・管種、管径(mm)、延長(m)、勾配(‰) ・計画管渠の埋設位置(現況地盤と計画地盤との関係) ・人孔種別、深さ等明示 ・設計路線が道路、河川及び他地下埋設物を横断する場合、この関係も明示(水道管、ガス管、NTTケーブル、東京電力ケーブル等の位置、深さ等)	・レベル表示は川越市下水道台帳数値を使用 ・流下方向が左から右になるように図を配置
8	構造図	1/30～1/50程度	・人孔構造図、人孔断面図 - 取付管標準図、副管構造図等	
9	協定書		・局指定書式のものに代表者印を押印する(2部)	様式2 ・1部押印の上返却します
10	現場代理人 及び主任技 術者届		・工事を実施する会社の責任者及び現場担当者名にて提出すること	様式3
11	工事工程表		・工事箇所の施工日程表(予定で可)	様式4
12	工事検査願		・中間検査(舗装前) ・完成検査(舗装後) ・担当者欄は施工業者	様式5 ・中間検査1週間前に施工写真、出来形平面図、出来形縦断図、取付管出来形図の提出 ・完成検査1週間前に修正後の出来形平面図、出来形縦断図、取付管出来形図の提出
13	使用材料 一覧表		・材料名、規格、メーカー名等	様式6 ・使用する生コンクリート、無収縮モルタル等すべて記入
14	下水道施設 寄附申込書		・代表者印を押印する	様式7 ・完成検査の完了日をもって申請日とする ・日付は未記入

15	道路占用 譲渡許可 申請書		・占用者欄に申請者名を 記入 ・代表者印を押印する	・日付は未記入 ・寄付完了後、 道路環境整 備課へ提出
----	---------------------	--	---------------------------------	--------------------------------------

③審査後に接続許可通知書を交付します。

留意事項

1. 申請書提出後に変更が生じた場合は、ただちに報告、協議すること。
2. 許可通知前に着工しないこと。
3. 必要に応じ試掘後に着工すること。
4. 道路占用許可申請書も下水道管接続申請書と同時に申請すること。
5. 分流区域において、河川課との雨水抑制の協議済証の写しを提出すること。

4. その他事項

(1) 地域住民への対応

事業主は、あらかじめ工事区域の近隣住民等に排水計画その他必要事項を説明し周知を図ること。

苦情等があった場合、事業主が責任を持って対応すること。

(2) 損害の補償

事業主は、工事区域周辺に影響を及ぼす恐れがある場合、事前に近隣住民等の理解を求めるとともに、施工によって生じた損害については、その補償の責任を負うこと。

(3) その他

本基準に定義されていない事項、または、やむを得ず本基準が適用できない場合は、下水道課と協議すること。

第3章 設 計

川越市公共下水道設置基準に基づき設計及び施工することを原則とする。

なお、本基準に明記されていない事項に関しては、社団法人 日本下水道協会発行の「下水道施設計画・設計指針と解説」に基づいて、下水道課と協議し決定すること。

1. 管きょ決定

- (1) 分流区域の下水道管及び雑排水管はφ 200mm以上、(行止まり道路はφ 200mm)延長見込みのある箇所は下流側の流速、流量を保てる管径、管種を合わせること。
合流区域の下水道管はφ 250mm以上を使用すること。ともにゴム輪受口(JSWAS K-1)を使用すること。
- (2) 勾配は3‰～7‰を原則とする。ただし、地表勾配の大きな場所では、川越市と協議し地表勾配に合わせた縦断計画を行うことができる。(施工誤差も含め、分流管きょ：管内流速0.6～3.0m/s、雨水管きょ及び合流管きょ：管内流速0.8～3.0m/sになるようにすること。)

2. 土被り

- (1) 管きょの土被りは、周辺の地形を考慮することとし、土被りは原則として、道路内で1m以上かつ、当該道路の舗装厚に30cmを加えたものとする。やむを得ず最低土被りの確保が困難な場合等は、管防護も含め、下水道課と協議して決定すること。
- (2) 宅内最終柵の深さは、宅内排水を取込むことができるように十分注意するとともに、取付管の官民境界での最小土被りは0.8mかつ当該道路の舗装厚に30cmを加えたものとする。やむを得ず最低土被りの確保が困難な場合等は、管防護も含め、下水道課と協議して決定すること。

管きよの設計に用いる寸法(mm)

参考

管きよ	管径	外径	肉厚
VU (4. 0m)	150	165	5.1
	200	216	6.5
	250	267	7.8
VP (4. 0m)	150	165	8.9
	200	216	10.3
	250	267	12.7
CP (1. 0m)	250	310	30
	300	366	33
HP (2. 0m)	200	254	27
	250	306	28

(3) 地下埋設物または、他占用物と下水道施設との水平間隔及び交差部は外面と外面で300mm以上の離隔を確保すること。

3. マンホール

- (1) 管きよの起点及び方向、勾配、管径等の変化する箇所、段差の生じる箇所、管きよの会合する箇所並びに維持管理の上で必要な箇所に設けること。
- (2) 原則、組立1号マンホール(φ900)を設置することとし、管きよとの接続には耐震可とう継手を(貼付タイプ不可)使用すること。マンホール内で最低2cmの段差を設けること。
- (3) マンホールの底板ブロック基礎には、厚さ200mmの再生砕石基礎を設けること。
- (4) 管径の異なる会合点では、管頂接合を原則とすること。
- (5) マンホール間距離は50m以内とすること。
- (6) 割込マンホールの管径は下記のとおりとすること。

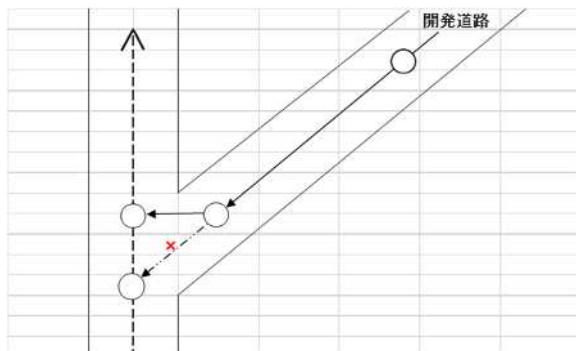
マンホールの形状別用途

種 類	用 途	適 用
組立特1号 (内径900 ×600mm)	組立1号マンホールが既設埋設管等により、物理的に設置不可能な場合	
組立1号 (内径900 mm)	起点及び管径500mm以下の中間点並びに管径400mm以下の会合点、屈曲点	
組立2号 (内径1200 mm)	管径800mm以下の中間点並びに管径500mm以下の会合点、屈曲点	
組立3号 (内径1500 mm)	管径1100mm以下の中間点並びに管径700mm以下の会合点、屈曲点	

*上記以外は別途協議すること。

なお、管接続の削孔同士の間隔はマンホール内壁で10cm以上確保すること。

- (7) 新設管を既設管に接続する場合、会合点角度が鋭角(80度未満)になる時には開発区域内に1号マンホールを設置し、会合点にも1号マンホールを設置する。(80～90度の場合はインバート加工により対応すること。



実線:新設
点線:既設
○ :新設マンホール

- (8) 調整リングは高さ100mm以上200mm以下とし、斜壁の最小高は450mmとすること。
また、口環変形防止金具で鉄蓋を固定するとともに、調整モルタルは無収縮流動性モルタルにて20mm～69mm設置すること。
- (9) マンホール深さが2mを超える場合は、転落防止用梯子を設置すること。(雨水管は全て設置すること) 足掛け金具は、下流に向かって左側設置を原則とするが、流入(将来見込みも含め)がある場合は下流側に設置すること。また、既設マンホールの足掛け金具側に本管又は取付管が流入する場合、足掛け金具を下流側に再設置するとともに、足掛けに合わせ斜壁も回転させる。
- (10) マンホールのブロック類の組合せは、流入管外径とブロックの継目との離隔を10cm以上確保すること。
- (11) マンホール蓋・防護蓋については下表のとおりとする。

種 別	用 途
T-25	幅員5.5m以上の道路及び県道、国道
T-14	歩道又は幅員5.5m未満の道路

*合流式：穴あき、「かわごえし」の名称入り

分流式：穴なし、「おすい」「かわごえし」の名称入り

雑排水管：穴なし、「かわごえし」の名称入り

雨水管：穴あき、「うすい」「かわごえし」の名称入り

- (12) 小型塩ビ製マンホール(300mm)。

原則、設置不可。ただし、他の埋設物等により1号マンホールの設置が難しい場所に限り、下水道課と協議を行った上で設置をすることができる。(管きよの延長は50mを限度とし、角度は90°以内、マンホール深の最大深さは2.0mを標準とする。)

ただし、再延長の場合、1号マンホールに変更すること。

小型塩ビ製マンホール施工に伴う、防護蓋の基礎は、砕石厚200mmとすること。

小型塩ビマンホールへの取付管設置は行わないこと。

- (13) 副管

落差が60cm以上の場合は内副管を設置すること。(雨水管は別途個別協議)

マンホール	副管箇所数	本管径 (mm)	内副管型式
1号	1箇所	200	スリム型
		250～300	バツフル板
		350以上	個別協議
	2箇所	200	バツフル板
		250～300	バツフル板
		350以上	個別協議
	3箇所以上	200以上	個別協議
2号以上	1箇所以上	200	スリム型
		250～300	省スペース型
		350以上	個別協議

※立管の先端は45°程度に切断するものとする。

4. 取付管(別添 汚水取付管工事施工管理基準参照)

5. 宅内最終枳

- (1) 宅内最終枳は必ず設置すること。

- (2) 深さ1.1m以内の場合は内径200mmの塩化ビニル製小口径枳を使用すること。

深さが1.1mを超える場合は、内径300mmの塩化ビニル製小口径枳とすること。

- (3) ドロップ枳は最大深さ2mとする。大曲がりは使用禁止、0度～60度を使用すること。

- (4) 宅内最終枳設置位置は、官民境界から30cm以内とし、やむを得ない場合は別途協議のうえ決定すること。

第4章 検 査

現地検査及び書類検査を行う。現地検査後に決裁を行い、その完了をもって検査合格とする。

1. 検査の種類

(1) 中間検査

排水構造物を設置し、路盤完成後かつ舗装本復旧前に中間検査を行う。

(2) 完成検査

舗装本復旧後に完成検査を行う。

2. 検査準備

(1) 検査の1週間前に施工写真及び出来形図(平面図、縦断図及び取付管)を提出すること。

(2) 管の曲がり、クラック、浸入水等がないことを確認し、マンホールの芯を出しておくこと。

*注意事項

①スパン延長はマンホール芯間(マンホールの蓋の芯ではない)の延長とする。

事前に芯を出す際はマンホール構造に留意すること。

②取付管延長は、本管中心から宅内最終桝手前までとする。

(3) 検査前には管清掃及び管の乾燥を行うこと。

(4) 検査時には次のものを用意すること。

①強カライト

②マンホール開閉器具

③レベル、スタッフ等測量機器

④50mテープ

⑤検査用鏡

⑥その他(検査員が必要と認めるもの)

3. 検査内容

(1) 中間検査

本管延長、布設状況、マンホール設置状況、レベル(管底高、地盤高等)及び取付管のオフセット等の測定を行う。

(2) 完成検査

中間検査時の指摘項目の確認、道路舗装状況等の確認を行う。

(3) 工事記録(写真撮影)

・工事記録写真(カラー)は、施工前、施工中及び施工後に撮影し、提出すること。

工種	項目	頻度	備考
着工前	全景、掘削箇所	着工前 1 回	
完成後	全景、掘削箇所	完成後 1 回	
マンホール	掘削状況、床付状況	各マンホール 1 回	
	〔基礎碎石〕		再生碎石 t = 20cm 以上
	敷均状況、転圧状況、 厚さ測定		※小口径マンホールは再生砂 t = 10cm 以上厚さは掘って測定
	設置状況		足掛は流入側に設置しないこと
	設置完了(全景)		
本管	掘削状況、床付状況	80m に 1 回 ※道路が異なる場合、 その道路毎に 80m に 1 回	
	〔砂碎石〕		再生砂 t = 10cm 以上 (管下・管上)
	敷均状況、転圧状況、 厚さ測定		
	布設状況		
	可とう継手設置状況	各接続箇所毎に 1 回 工場取付の場合は、材 料検査写真または下記 「マンホール接続状況」 写真でも可	貼付式のものは不可
	マンホール接続状況	各接続箇所毎に 1 回	バンド締付状況
	支管設置状況	各接続箇所毎に 1 回	支管接続の場合に撮影 湧水のある現場は、水膨張性ゴムが 使われている支管を使用すること。
	埋設標示シート設置状	80m に 1 回 ※道路が異なる場合、 その道路毎に 80m に 1 回	協議により設置する場合撮影 設置完了後、所定の深さに設置 されているか撮影
	巻コン打設前及び完成	80m に 1 回 ※道路が異なる場合、 その道路毎に 80m に 1 回	協議により設置する場合撮影 コンクリート打設前厚み検測を撮影 脱型後、出来形及び完成(全景) を撮影
取付管	掘削状況、床付状況 埋め戻し、路盤	80m に 1 回 上記本管写真撮影箇所 と同じ路線で 1 回	
	支管設置状況	各取付管 1 回	湧水のある現場は、水膨張性ゴムが 使われている支管を使用すること。
	可とう継手設置状況		貼付式のものは不可
	マンホール接続状況		砂付短管+管口モルタル防護でも可
	出来形測定		バンド締付状況
	既設管撤去状況		「取付管設置管理図」の測定箇所 全て撮影 撤去予定箇所が全て撤去されたか わかること(全景写真) 閉塞キャップ設置状況
	埋設標示シート設置 状況	設置箇所毎に 1 回	協議により設置する場合撮影 設置完了後、所定の深さに設置 されているか撮影
	巻コン打設前及び 完成	設置箇所毎に 1 回	協議により設置する場合撮影 コンクリート打設前厚み検測を撮影 脱型後、出来形及び完成(全景) を撮影
埋戻し	敷均し状況、転圧状況 下がり(転圧厚)測定	80m に 1 回 ※道路が異なる場合、 その道路毎に 80m に 1 回	路床は 1 層 30cm 以下毎に転圧 すること ※県道、国道は管理者の指示の とおりとする。

下層路盤	敷均し状況、 転圧状況 下がり(転圧厚)測定	80mに1回 ※道路が異なる場合、 その道路毎に80mに 1回	下層は1層20cm以下毎に転圧 すること ※県道、国道は管理者の指示の とおりとする。
上層路盤	敷均し状況、 転圧状況 下がり(転圧厚)測定	80mに1回 ※道路が異なる場合、 その道路毎に80mに 1回	上層は1層15cm以下毎に転圧 すること ※県道、国道は管理者の指示の とおりとする。
アスファルト 舗装	敷均し状況、 転圧状況 完成	80mに1回 ※道路が異なる場合、 その道路毎に80mに 1回	

(4) 完成検査完了後

完成検査に合格すれば寄附申込後、寄附受理通知書を交付します。ただし、接続許可、寄附受理の条件として宅内に浄化槽及び宅内最終柵の設置は必須とする。維持管理は污水取付管同様、取付管までとする。

下水道課と協議なく、本川越市公共下水道設置基準から逸脱した場合は、再施工となります。